

## 令和元年度第22回人事委員会会議の結果

### 1 開催日時

令和2年2月21日（金） 午後3時30分～5時10分

### 2 開催場所

人事委員会室（さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階）

### 3 出席者

【人事委員】 委員長 武笠 正男

委員 森谷 弘史

委員 関口 和代

【事務局】 事務局長ほか7名

### 4 議事

会議冒頭で、議案第2号から第9号及び報告第3号については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

#### 議案第1号「職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認事項の除外について」

知事等各任命権者から、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づき、令和元年10月23日付けで人事委員会が承認した事項について除外の依頼があったので、承認することを決定した。

#### 議案第2号「埼玉県議会からの意見照会に対する回答について」

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、県議会から次の条例案について、本委員会の意見を求められたため、回答案について決定した。

- ・学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

#### 議案第3号「平成31年（不）第1号事案について」

両当事者代理人から準備書面等が提出されたことを報告するとともに、両当事者代理人から提出された書類を両当事者代理人へ送付し、処分者代理人に対し請求人の主張に対する認否等を求めること、口頭審理のため準備手続を実施することとし、その手続を委員長に委任することを決定した。

#### 議案第4号「令和2年度埼玉県職員採用試験の実施について」

次に掲げる試験の受験資格、試験日程及び試験種目について決定した。

##### 【決定内容】

- 1 6月28日（日）に第1次試験を行うもの
  - (1) 埼玉県職員採用上級試験
  - (2) 埼玉県市町村立小・中学校事務職員採用上級試験

- (3) 埼玉県警察事務職員採用上級試験
- (4) 埼玉県免許資格職職員採用試験（栄養士・司書を除く）

2 9月27日（日）に第1次試験を行うもの

- (1) 埼玉県職員採用初級試験
- (2) 埼玉各市町村立小・中学校事務職員採用初級試験
- (3) 埼玉県警察事務職員採用初級試験
- (4) 埼玉県免許資格職職員採用試験（栄養士・司書）
- (5) 埼玉県経験者職員採用試験

#### 議案第5号「任期付職員の採用について」

知事から申請のあった特定任期付職員の採用について承認した。

##### 【決定内容】

- 1 採用予定者数 1名
- 2 任用予定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

#### 議案第6号「採用候補者の選考について」

警察本部長から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

##### 【決定内容】

- 1 採用候補者数 2人
- 2 採用予定年月日 令和2年3月19日

#### 議案第7号「昇任候補者の選考について」

警察本部長から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

##### 【決定内容】

- 1 昇任候補者数  
公安職9級警視（理事官級） 17人  
行政職8級（理事官級） 2人  
公安職8級警視（所属長級） 20人  
行政職7級（所属長級） 2人  
研究職4級（所属長級） 1人  
公安職8級警視（主席調査官級） 19人  
行政職7級（主席調査官級） 2人
- 2 昇任予定年月日 令和2年3月19日

#### 議案第8号「昇任候補者の選考について」

知事から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

##### 【決定内容】

- 1 昇任候補者数 課所長級（行政職7級） 4人
- 2 昇任予定年月日 令和2年3月31日

#### 議案第9号「転任の承認について」

知事及び警察本部長から申請のあった転任について、規定に基づき決定した。

##### 【決定内容】

- 1 転任候補者数 2人
- 2 転任予定年月日 令和2年3月19日

**報告第1号「職員団体からの要請書について」**

職員団体から全国人事委員会連合会会長あてに要請書が提出されたことについて報告した。

**報告第2号「職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認について」**

知事等各任命権者から、職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づき承認の依頼があったものについて、委員長による専決処分を行ったことを報告した。

**報告第3号「令和元年（不）第3号事案について」**

請求人から準備書面等が提出されたことを報告した。